大阪府は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

１　指定の一部効力の停止対象事業者

1. 法人名　株式会社ともだちホームおおね
2. 代表者　代表取締役　柴山　菜穂子
3. 所在地　高槻市野見町３番１４号　高谷ビル２Ｆ

２　事業所名及び所在地

1. 事業所名　　放課後等デイサービスえーる（旧：放課後等デイサービスおおね）
2. 所在地　　高槻市野見町３番１４号　高谷ビル２Ｆ
3. サービス種別　　放課後等デイサービス

３　処分年月日

　平成３０年９月１０日

４　処分の内容

　指定の一部効力（新規利用者受入）の停止

　平成３０年９月１１日から３か月間

５　処分の理由

（１）不正の手段による指定

　当該法人代表は、新たに法人を起ち上げ、大阪府へ指定申請を行ったが、事業開始から２か月間、児童福祉法第21条の5の19第1項「当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。」の基準を満たしていないにもかかわらず、基準を満たしているとして申請し、指定を受けていた。